高齢者虐待防止の為の指針

1 総則

介護施設である『あずみ苑』は、『利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為である』と認識し、関係法令に基づき虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定しすべての職員はそれに従い業務にあたることとする。また、高齢者虐待防止の担当者については、施設長もしくは管理者とする。

2 虐待の定義

身体虐待	暴力的行為などで利用者の身体に外傷や痛みを与える、若しくは生じるおそれのある行為を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
介護・世話の放棄・放任	利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

（1）虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置することとする。

【虐待防止検討委員会】（以下職種がいない場合もあるが、いる中で委員会を編成する。）

	役職
委員長	施設長
副委員長	生活相談員、計画作成担当者
委員	看護職員、介護職員

（2）虐待防止検討委員会は、年4回開催するほか、虐待発生の都度開催することとし、虐待防止及び早期発見に関することとして、次に掲げる事項について協議する。

① 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関すること。
② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
③ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
④ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（1）職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な処置を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹する内容とする。
（2）研修は年 2 回実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
（3）研修の実施内容については、実施要項、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本指針

（1）虐待が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
（2）上記事案が発生した場合、速やかに施設長あるいはエリア長へ報告する。また、書面にて概要をまとめ、本部所管部署へ提出する。

6 虐待が発生した場合の相談報告体制

（1）利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
（2）利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
（3）事業所内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
（4）事業所内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
（5）事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ通報する。
（6）虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県に高齢者・障害者虐待への対応と擁護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応することとする。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護支援等の情報を提供し、必要に応じて、市区町村の関係窓口を案内するなどの支援を行うこととする。

8 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

（1）虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を施設長に報告する。
（2）苦情受付相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

（３）相談受付後の対応は、「６　虐待が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
（４）対応の結果は相談者にも報告することとする。

９ 利用者に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所に備え付けることとする。

１０ 虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

１１　その他

不適切ケアにおいても、本指針に従って同様に対応する。

附 則

２０２４年　１月　１日施行
２０２４年１１月　８日改定